

海老名市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

海老名市市民協働部市民相談課

1 条例制定の背景

(1) 海老名市の課題

神奈川県犯罪被害者等支援推進計画において、市町村の取組支援の充実と連携の推進が位置付けられており、主として市町村が対応するものとして、保健医療福祉サービスの提供、居住の安定、日常生活支援が想定されていますが、本市では、

- ・被害者等から信頼される総合的対応窓口の設置
- ・犯罪被害者支援に特化した日常生活支援等施策の展開

といった被害者からのニーズに応えられるような取組みを進める必要があります。

(2) 支援の方向性

上記の課題を踏まえ、

- ・被害者等の支援は迅速かつ公平に、また被害者等が利用しやすいものであること
- ・被害者等が再び平穏な生活を送ることができるまで、途切れることなく、寄り添った支援を行うこと
- ・市、関係機関等、市民及び事業者等が相互に連携し協力すること

を目指し、支援への取組みを進めるとともに、その実効性を担保するために条例を制定し、解決に努めていくこととします。

2 条例の目的と理念

【目的】

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とします。

【支援の基本的な理念】

- ・ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとしします。
- ・ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生防止について配慮して行われなければならないものとしします。

3 用語の定義

(1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

(2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいいます。

(3) 市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者をいいます。

(4) 事業者

市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(5) 二次被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいいます。

(6) 再被害

犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいいます。

(7) 民間支援団体

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。

(8) 関係機関等

国、神奈川県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいいます。

4 市、市民等、事業者の責務

(1) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施します。

市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図ります。

(2) 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めます。

市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めます。

(3) 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めます。

事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めます。

5 支援の取組み

(相談及び情報の提供等)

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行います。

市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置します。

(見舞金の支給)

市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行います。

(法律相談の実施)

市は、犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行います。

(日常生活の支援)

市は、日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行います。

(カウンセリングの実施)

市は、犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行います。

(住居確保の支援)

市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行います。

(雇用の安定)

市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行います。

(市内に住所を有しない被害者等への支援)

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、支援を行います。

(人材の育成)

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講じます。

(民間支援団体への支援)

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行います。

(市民等への啓発活動等)

市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講じます。

(意見の反映)

市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めます。

6 スケジュール（案）

- | | |
|----------|----------------------|
| 令和6年11月 | 条例制定に関するパブリックコメント手続 |
| 令和7年3月 | 第3回定例会へ条例案を上程、補正予算上程 |
| 令和7年4月1日 | 条例施行 |